

## Trade Search(トライアル版)の利用に関する規約

デロイト トーマツ 税理士法人(以下「当法人」とします。)の提供する HS コードの特定および関税分類等に係るデータベース「Trade Search」(本サイトへのログインにより利用可能な HS コード検索機能およびその他の機能を含み、以下「本サービス」とします。)のトライアル利用に関する規約(以下「本規約」とします。)を以下に定めます。本サービスをトライアル利用する者(以下「顧客」とします。)は、本規約が適用されることに同意し、本規約を遵守することを条件として、本サービスをトライアル利用できるものとします。なお、顧客は、当法人が別途通知する HS コード検索機能のトライアル利用期間に限り、HS コード検索機能を利用できるものとします。顧客は、HS コード検索機能のトライアル利用期間終了後、本規約を遵守することを条件として、HS コード検索機能を除く本サービスを継続して利用できるものとします。ただし、当法人は、当法人の完全な裁量により、当該継続利用の可否を決定できるものとします。

本サービスの各機能にアクセスし利用することによって、利用者(以下で定める「利用者」をいいます。)は、利用者自らが、および顧客に代わり、本規約に同意したとみなします。本規約に同意しない場合は、本サービスのトライアル利用はできませんので、直ちに利用を中止してください。

1. 顧客は本サービスのトライアル利用を希望する場合、当法人所定の本サービスのトライアル利用申込書(以下「**利用申込書**」とします。)に必要事項を記入の上これを当法人に提出し、当法人が当該利用申込書を受領し、トライアル利用申込完了を電子メールで通知した時点で本サービスのトライアル利用に関する契約(以下「**本契約**」とします。)が成立するものとし、顧客は本契約の有効期間中、本規約および本契約に基づき、本サービスの試用・評価に必要な範囲で、本サービスをトライアル利用できるものとします。
2. 「記入代表者」とは、顧客があらかじめ指定した顧客の役員または従業員(1名とします。以下同じ。)であって、次項に定める利用者による本サービスのトライアル利用に関して必要な管理等を行う者として、顧客は、利用申込書において、記入代表者となるべき顧客の役員または従業員を指定するものとします。
3. 「利用者」とは、当法人が利用者登録を行った本サービスをトライアル利用する顧客の役員および従業員とします(以下、当該役員または従業員を「**利用者**」とします。)。顧客は利用者に対して本規約を遵守させるとともに、利用者の本サービス利用に関して一切の責任を負うことを条件として本サービスを利用者にトライアル利用させることができるものとします。

4. 当法人は、顧客に対し、本規約に定める条件で、本サービスをトライアル利用する非独占的かつ譲渡不能の権利を付与します。当法人は、本サービス利用のために、1人の利用者につき1つの利用者IDおよびパスワードを発行します。
5. 顧客は、記入代表者をして、利用者が本規約に違反しないよう管理監督責任を負わせるものとし、顧客は、記入代表者に対して本規約を遵守させるとともに、記入代表者の行為に関して一切の責任を負うものとし、顧客は、当法人の要請がある場合、利用者の利用状況について、記入代表者をして、当法人に速やかに報告させるものとし、
6. 本サービスに係るデータ、画像、映像、ソフトウェア等の知的財産権等の全ての権利は、当法人または当法人へのライセンサーに帰属します。
7. 当法人は、顧客による本サービスのトライアル利用に係る情報(利用履歴その他記入代表者または利用者による本サービスのトライアル利用に伴い生成または記録される情報を含むがこれらに限らない。)を、当法人およびデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国法令に基づく保証有限責任会社。)に加盟するネットワーク・ファーム(以下「ネットワーク・ファーム」とします。)と共有し、また、本サービスまたは本サービスに係る事業、その他の当法人またはネットワーク・ファームの事業の遂行のために用いることができます。
8. 本規約で規定される当法人に係る免責条項は、全て当法人へのライセンサーにも適用されず。
9. 当法人は、本サービスの品質を向上させるために、本サービスに関連するプログラム、通信手段、情報内容を変更・改訂することがあります。
10. 本サービスは、HSコードの特定及び品目分類作業の円滑化をサポートするために提供されるものであって、税法その他の法令に関する法的助言や税務上の何らのアドバイスを行うものではありません。
11. 顧客は、別途書面または本サービス画面で当法人の承諾を得た場合を除き、いかなる形態でも、以下の行為をしてはなりません。
  - (1) 同一の利用者IDおよびパスワードを複数の利用者で共有すること。
  - (2) 利用者登録をしていない者に本サービスをトライアル利用させること。
  - (3) 本サービスの試用・評価の目的を超えた態様で本サービスを利用すること。
  - (4) 本サービスで提供される情報を利用した商品を開発・生産すること。

- (5) 本サービスで提供される情報またはそれを翻訳・翻案したものを新聞、雑誌、情報サービスなどの各種メディアおよび各種サイト、メールサービス等に転載、投稿すること。
12. 顧客は、本サービスをトライアル利用するのに必要な全てのソフトウェア、通信手段及び機器を自己の負担において準備するものとします。本サービスのトライアル利用に係る一切の費用は、顧客の負担とします。また、顧客が必要なソフトウェアを導入していなかった場合に発生する問題については顧客が責任をもって解決するものとします。当法人は、事前の通知または予告なく、何時でも、本サービスの全部または一部を任意に更新または改訂ことができ、また、本サービスの保守、更新、改訂その他の事由により当法人が必要と認めるときは、本サービスの運用及び提供を任意に停止または中断することができるものとします。
13. 顧客は、利用者 ID およびパスワード等、本サービスの利用に必要な情報(以下「**ログイン情報**」とします。)を、顧客の責任において厳重に管理し、第三者への開示、貸与をしてはならないとともに、漏洩を防ぐものとします。顧客のログイン情報が入力され本サービスの利用がなされた場合は、当該顧客自身により本サービスが利用されたものとみなします。顧客は、ログイン情報が第三者に盗難されたまたは漏洩したことが判明した場合、直ちに当法人窓口へ連絡の上、当法人の指示に従うものとします。
14. 本サービスのトライアル利用の料金は無償とします。
15. 本契約の有効期間は、トライアル利用の開始が可能となった日から、利用者 ID が削除された日または Trade Search の利用の申込完了の通知日のいずれか早い日までとします。
16. 当法人は、理由の如何を問わず当法人の完全な裁量により、本契約を直ちに終了させることができます。
17. 記入代表者または利用者が本契約に規定された顧客の義務に違反した場合、当法人は、当該記入代表者または利用者に対する本サービスの提供を停止、もしくは当該記入代表者の記入代表者登録または利用者の利用者登録を失効させることができます。
18. HS コード検索機能は、税関ホームページ(<https://www.customs.go.jp/index.htm>)で公開している情報(一部公開終了した情報を含む)を利用して、当法人が独自のノウハウを付加したデータベースとして構築されています。

19. 当法人は、本サービスおよび本サービスで提供される情報についての正確性、完全性、最新性、網羅性、有用性、信頼性、確実性、確定性、特定目的への適合性等について何ら保証しません。
20. 当法人は、本サービスが中断、障害、エラーまたは遅延なく動作すること、その他本サービスの動作内容および態様に関して何ら保証しません。当法人は、本サービスに関し前述のような不都合が生じた場合、これを是正するため自己の費用で合理的な努力を尽くしますが、当法人の責任は当該是正への努力に限定されます。
21. 当法人は、本サービスまたはその利用に起因または関連して、第三者の知的財産権その他の権利の侵害が生じないことを何ら保証せず、また、法令その他の規制への違反が生じないことを何ら保証しません。
22. 当法人の全ての顧客の利用履歴情報は、利用者が特定されない形で HS コード検索機能による検索結果に反映されます。
23. 顧客は、HS コード検索結果の適切性および結果を自ら評価するものとし、検索結果の採否の判断およびその判断の結果に対して責任を負うものとしします。
24. 当法人は、本サービスまたはその利用(利用の停止、中断及び中止を含む。)に起因または関連して顧客、記入代表者もしくは利用者または第三者に損害が発生した場合であっても、その事由・原因の如何を問わず、また当法人の過失及び予見可能性の有無にかかわらず、損害賠償その他一切の責任を負わないものとしします。本サービスに付随または関連して行われる第三者の作為または不作為に起因または関連して顧客、記入代表者もしくは利用者または第三者に損害が発生した場合も、同様としします。
25. 顧客は、自己が保有する顧客に係るデータを適切に管理し、自己の責任において本サービスに登録または提供するものとしします。当法人は、当法人の責めに帰すべき事由によらずに生じた、顧客が本サービスを通じて登録、提供した顧客に係るデータの流出または消失につき、何らの責任も負わないものとしします。
26. (1)顧客及び当法人は相手方に対し、自らが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下総称して、「暴力団員等」という。)に該当しないこと、及び以下の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ本契約の有効期間にわたって該当しないことに合意します。

- ① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- ② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- ③ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
- ④ 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- ⑤ 取締役及び役員又は経営に実質的に関与している者が、暴力団員等と社会的に非難されるべき態様で関係を有すること

(2)顧客及び当法人は、本契約の有効期間中、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれに該当する行為も行わないことを確約します。

- ① 暴力的な要求行為
- ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③ 取引に関して、脅迫をし、又は暴力を用いる行為
- ④ 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
- ⑤ その他前各号に準ずる行為

(3)顧客又は当法人は、相手方が前二項の表明及び確約に違反した場合には、何らの催告をすることなく、本契約をただちに解除することができます。この場合において、当該解除をした者は、その相手方に対して、解除の結果生じた損害を賠償することは要さないものとします。また、違反をした当事者は、当該解除をした当事者にかかる解除による損害が生じたときは、全ての損害を賠償するものとします。

(4)顧客及び当法人は、本契約の有効期間中、本契約に基づく取引に関し、暴力団員等から不当な介入を受けたときは、ただちにその事実を相手方に報告するものとします。

27. 機器の故障、回線の異常、電力の不安定、火災その他偶発事故、その他合理的管理を超えて発生した諸原因によって、または天災、地震、戦争、伝染病等の不可抗力の影響によって、顧客が本サービスをトライアル利用できなかった場合、当法人は本契約の不履行の責任を負いません。

28. 顧客は、当法人の事前の書面による同意なしに本契約に基づく権利、義務を譲渡することはできません。

29. 当法人は、当法人の完全な裁量により、本規約を改訂することができるものとし、改訂した場合にはその内容を記入代表者に対する電子メールの送付または本サービス画面上での通知等の方法により顧客に通知するものとします。

30. 顧客は、本サービスに関連して当法人から知り得た当法人またはネットワーク・ファームの秘密情報（以下「**秘密情報**」とします。）の秘密を保持し、事前の当法人の書面による承諾なく、第三者に開示または漏洩してはならないものとします。また、顧客は秘密情報を本サービス以外のために使用してはならないものとします。ただし顧客は、秘密情報を、本契約の目的のために知る必要のある顧客の役員および従業員に限り開示することができるものとし、本契約に基づき顧客が負う秘密保持義務と同等の義務を、秘密情報の開示を受けた当該役員および従業員に課すものとします。
31. 当法人が本サービスに関連して取得した顧客の個人情報（以下「**個人情報**」とします。）は、当法人が定める「プライバシーポリシー」に従って取り扱われます。  
[http://www2.deloitte.com/jp/ja/legal/privacy.html?icid=bottom\\_privacy](http://www2.deloitte.com/jp/ja/legal/privacy.html?icid=bottom_privacy)  
当法人は、個人情報を第三者に開示する場合は、事前に本人の同意を得るものとします。ただし、当法人は個人を特定できない形態に加工した情報については、これを自由に利用し、または第三者に開示することができるものとします。  
また、当法人が、本サービス提供のために必要な範囲内において、利用者登録情報の取扱いの全部または一部を委託する場合は、当該委託先は、本条に定める第三者に該当しないものとします。
32. 本サービス、その利用および本契約に関する一切の事項については、日本法が適用され、本契約は、日本法に基づいて解釈されるものとします。
33. 本契約に関する一切の紛争の専属的合意管轄裁判所は東京地方裁判所とします。
34. 本契約に定めていない事項または本契約に関する疑義が生じた場合、当法人および顧客は信義誠実の原則に従って協議するものとします。

以上

制定日 2020年11月6日

改定日 2023年6月23日